第99回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2025年6月25日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役１名選任の件

議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後５時30分

お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

高砂香料工業株式会社
証券コード：4914

TAKASAGO

目　次

第99回定時株主総会招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 6
　事業報告 …… 16
　連結計算書類 …… 38
　計算書類 …… 42
株主総会会場ご案内図 …… 裏表紙

創業精神

技術立脚の精神に則り社会に貢献する

企業理念

香りを原点とする革新的な技術を通して、
新しい価値を創造し続ける

Vision 2040

人にやさしく、環境にやさしく

1. 多様な価値観を尊重する
2. 自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3. 夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4. 常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

株主の皆様へ

代表取締役社長　榊村　聡

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

高砂香料グループは、「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」という「企業理念」のもと、全従業員が共感し、目指すべきありたい姿を示した「Vision 2040」に向けて、事業活動を行っています。

第99期は、当社グループの新たな中期3ヵ年経営計画「New Global Plan-2【NGP-2】」の初年度でした。事業を取り巻く環境は不透明感が続く中、3つの基本方針である「海外の成長」「国内の収益性改善」「サステナブルな経営」に沿って定めた重要成功要因(Key Success Factors)のもと、各種施策を着実に推進してまいりました。その結果、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益、ともに過去最高となりました。

第99期の配当金につきましては、期末配当金として1株当たり160円をご提案申し上げます。これにより、中間配当金(1株当たり80円)と合わせた年間の配当金は、1株当たり240円となり、前年度の年間配当金と比べて170円の増配となります。

高砂香料グループは、「Vision 2040」に掲げるありたい姿「人にやさしく、環境にやさしく」に向けて、中期3ヵ年経営計画「New Global Plan-2【NGP-2】」に取組み、事業基盤や経営基盤を強化することで、引き続き安全で安心な香料の開発・製造・販売を通じて、価値を創出し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（証券コード4914）
2025年６月３日
（電子提供措置の開始日2025年６月２日）

株　主　各　位

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　榊　村　　聡

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第99回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.takasago.com/ja/ir/meeting.html

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「高砂香料工業」又は証券「コード」に「4914」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社上場サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年６月24日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
後記の「議決権行使についてのご案内」（48頁）をご確認の上、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1．日　　時　2025年６月25日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2．場　　所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3．会議の目的事項

報告事項
(1) 第99期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第99期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否（又は棄権）の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
(2) 議決権の重複行使について
① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
② インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

5．その他本株主総会招集ご通知に関する事項

(1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。法令及び当社定款の定めにより、以下の事項は記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
① 事業報告の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
② 連結株主資本等変動計算書
③ 連結注記表
④ 株主資本等変動計算書
⑤ 個別注記表
(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

(3) 2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料※の電子提供制度が開始されました。
本制度は、株主総会にかかる株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として、株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

※　株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

上記の法改正に関わらず、当社は一律に従前通り書面でお送りさせていただきます。なお、次回以降の株主総会にかかる株主総会資料の取扱につきましては、決定次第適切な方法でご案内させていただく予定です。

＜電子提供制度に関するお問い合わせ先＞
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部テレホンセンター　電子提供制度専用ダイヤル
0120-696-505（受付時間：土・日・祝日等を除く 平日午前９時～午後５時）

以上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎ 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
◎ お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本コストを意識した資本構成及び資金配分の最適化の観点から、必要な資本政策を実施しております。当期の業績の状況及び経営環境等を勘案し、当期の期末配当につきましては、普通配当１株につき160円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当は１株につき240円となります。

なお、当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けており、2024年度を初年度とする中期経営計画では、配当性向を30％以上、株主資本配当率（DOE）を3.0%以上とする安定的な配当を継続することを基本的な考え方としております。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　　160円
総額　　3,118,468,960円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年６月26日（木曜日）

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	再任　桝村（ますむら）　聡（さとし）	代表取締役 社長執行役員
2	再任　社外　独立　野依（のより）　良治（りょうじ）	取締役
3	再任　山形（やまがた）　達哉（たつや）	取締役 常務執行役員
4	再任　染川（そめかわ）　健一（けんいち）	取締役 常務執行役員
5	再任　谷中（やなか）　史弘（ふみひろ）	取締役 常務執行役員
6	再任　社外　独立　松田（まつだ）　浩明（こうめい）	取締役
7	再任　水野（みずの）　直樹（なおき）	取締役 常務執行役員
8	再任　川端（かわばた）　茂樹（しげき）	取締役 常務執行役員
9	再任　社外　独立　塚本（つかもと）　恵（めぐみ）	取締役
10	再任　社外　独立　辻（つじ）　篤子（あつこ）	取締役

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>
再任
桝村　聡
（1958年10月20日生）</td><td>1983年４月　当社入社
2008年４月　当社研究開発本部フレーバー研究所長
2012年７月　当社執行役員研究開発本部長
2013年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長
2014年５月　当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長
2014年６月　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長
2016年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当
2017年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部、監査部担当
2018年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長（現在に至る）</td><td>37,374株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
桝村聡氏は、研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2013年６月に取締役、2014年５月からは代表取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>
再任　社外　独立
野依良治
（1938年９月３日生）</td><td>1972年８月　名古屋大学理学部教授
1997年１月　名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任）
2001年６月　当社取締役（現在に至る）
2001年12月　ノーベル化学賞受賞
2003年10月　名古屋大学特任教授
同月　独立行政法人理化学研究所理事長
2004年10月　名古屋大学特別教授（現在に至る）
2015年６月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
同月　東レ株式会社社外取締役（現在に至る）
（2025年６月26日退任予定）

[重要な兼職の状況]
東レ株式会社社外取締役</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わり、2001年にノーベル化学賞を受賞したほか、国内有数の研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏には、研究者及び組織運営者としての経験・見識を基にした客観的見地から、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2001年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 再任 やまがた　たつや 山形達哉 （1963年７月27日生）	1986年４月　当社入社 2003年４月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 2008年７月　当社国際事業本部フレーバーGSPCオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長 2010年７月　上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理 2013年６月　当社執行役員 2015年６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長 2017年６月　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長（現在に至る） 2018年６月　当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当 2025年４月　当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼グローバルSAPマネジメント部長、情報システム部、品質保証部、国際品質保証統括部担当（現在に至る） [重要な兼職の状況] 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長	12,182株
	【取締役候補者とした理由】 山形達哉氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、管理部門及び海外子会社の責任者として要職を歴任しております。2015年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
4	 再任 そめかわ　けんいち 染川健一 （1964年11月３日生）	1987年４月　当社入社 2003年４月　当社フレーバー販売第四部長 2008年７月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 2013年６月　当社執行役員 2014年６月　当社執行役員フレーバー事業本部副本部長 2015年６月　高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長 同月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当 2023年７月　高砂香料（広州）有限公司董事長（現在に至る） 2023年10月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長兼フレーバー営業部長、支店担当 2024年６月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る） [重要な兼職の状況] 高砂香料（広州）有限公司董事長	12,682株
	【取締役候補者とした理由】 染川健一氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、国内外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2015年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>
再任
谷中史弘
（1962年１月19日生）</td><td>1984年４月　当社入社
2005年４月　当社フレーバー研究所第二部長
2008年４月　Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. Director
2012年７月　当社フレーバー研究所長
2014年６月　当社執行役員
2016年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長
2017年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼分析研究所長、ファインケミカル事業本部担当
2019年４月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当
2024年４月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼開発推進部長、ファインケミカル事業本部担当
2025年４月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼ファインケミカル事業本部長（現在に至る）</td><td>14,582株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
谷中史弘氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2016年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>
再任 社外 独立
松田浩明
（1964年10月14日生）</td><td>1993年４月　弁護士登録（45期）
1997年４月　松田総合法律事務所開設
2006年10月　リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士
2008年４月　慶應義塾大学法科大学院講師
2011年４月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2016年４月　成蹊大学法科大学院講師
2017年６月　当社取締役（現在に至る）
2020年１月　虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
松田浩明氏は、法律専門家として、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏には、法律専門家としての経験・見識を基にした客観的見地から、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2017年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
再 任
水野（みずの）直樹（なおき）
（1961年７月24日生）</td><td>1985年 ２月　当社入社
2007年 ４月　当社フレグランス販売部長
2014年 ６月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業副本部長兼フレグランス営業部長
2015年 ７月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業副本部長兼フレグランス営業部長
2016年 ６月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長
2017年 ６月　株式会社高砂アロマス代表取締役社長
2018年 ６月　当社取締役常務執行役員調達本部長、生産本部担当
2020年 ４月　当社取締役常務執行役員調達本部長兼サプライチェーン本部長、生産本部担当
2024年 ７月　当社取締役常務執行役員サプライチェーンマネジメント本部長、調達本部担当（現在に至る）</td><td>12,047株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
水野直樹氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>
再 任
川端（かわばた）茂樹（しげき）
（1962年７月21日生）</td><td>1985年 ４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2006年 １月　株式会社三菱東京UFJ銀行法人業務第二部情報営業室次長
2006年 ６月　同行平針支社長
2008年 ４月　同行法人業務部副部長
2011年 ４月　同行トランザクションバンキング部長
2013年 ５月　同行監査部与信監査室長
2014年 ６月　当社常勤監査役
2017年 ６月　当社執行役員法務知的財産本部長、監査部担当
2018年 ６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当
2019年 ７月　当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当
2024年10月　当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼法務部長、監査部担当（現在に至る）</td><td>12,854株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
川端茂樹氏は、金融及び財務部門における長年の実務経験を有するほか、法人部門及び管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	 再任 社外 独立 塚本（つかもと） 恵（めぐみ） （1962年６月９日生）	1985年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1997年７月　公益社団法人経済同友会出向 1999年８月　日本アイ・ビー・エム株式会社政策渉外帰任 2003年４月　IBM Corporation Governmental Programs, Intellectual Property & Standard Policy Team, Asia Pacific Leader 日本アイ・ビー・エム株式会社政策渉外エグゼクティブ 2008年10月　IBM Corporation Governmental Programs, Global Leadership Team Member 日本アイ・ビー・エム株式会社政策渉外部長 2015年11月　キャタピラージャパン株式会社執行役員渉外・広報室長 2017年12月　キャタピラージャパン合同会社代表執行役員渉外・広報室長 2020年４月　新潟大学理事（現在に至る） 2022年３月　一般社団法人デジタルソサエティフォーラム代表理事（現在に至る） 2023年３月　株式会社オークネット社外取締役（現在に至る） 2023年６月　当社取締役（現在に至る） [重要な兼職の状況] 株式会社オークネット社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 塚本恵氏は、グローバル企業における長年の実務経験を有するほか、執行役員として経営の経験も有しております。同氏には、豊富な経験・見識を基にした客観的見地から経営の合理性やダイバーシティ＆インクルージョンに関する提言・助言を期待しております。また2023年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
10	 再任 社外 独立 辻（つじ） 篤子（あつこ） （1953年７月28日生）	1976年４月　ソニー株式会社入社 1979年２月　株式会社朝日新聞社入社 1989年９月　マサチューセッツ工科大学ナイト科学ジャーナリズムフェロー 2004年１月　オックスフォード大学ロイターフェロー 2014年４月　東京大学客員教授 2016年10月　名古屋大学国際機構特任教授 2020年６月　中部大学学術推進機構URA組織特任教授 同　年９月　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構監事 2022年６月　公益社団法人日本工学アカデミー監事（現在に至る） 2022年９月　奈良国立大学機構アドバイザリーボードメンバー（現在に至る） 2024年６月　当社取締役（現在に至る）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 辻篤子氏は、科学分野において長年ジャーナリストとして報道に携わり、科学技術をはじめとする幅広い知見と経験を有しております。同氏には、豊富な経験・見識を基にした客観的見地から、公平性を保った第三者目線での当社経営の監督や当社の技術力及び研究成果等に関する発信力の強化に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2024年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者

野依良治氏、松田浩明氏、塚本恵氏及び辻篤子氏は、社外取締役候補者であります。なお、野依良治氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって24年間となります。同氏は、2001年にノーベル化学賞を受賞した世界的に著名な研究者であり、研究機関での組織運営の経験も有しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいており、当社にとって同氏は余人をもって代えがたい人材であると考えております。また、松田浩明氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって８年間、塚本恵氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年間、辻篤子氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年間となります。

3. 重要な兼職先と当社との関係

野依良治氏は東レ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と東レ株式会社との間に特別の関係はありません。同氏が2015年６月から現在まで社外取締役に就任している東レ株式会社において、その在任中に、製品の第三者認証登録における不適切行為が判明いたしました。同氏は、事前に本件を認識しておりませんでしたが、平素から法令遵守の徹底や適切な業務遂行等に関して発言し、本件発覚後は再発防止策やリスク管理強化に関する提言を行っており、社外取締役としての職責を適切に果たしております。

松田浩明氏は虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、第99期事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。

塚本恵氏は株式会社オークネットの社外取締役を兼職しております。当社と株式会社オークネットとの間に特別の関係はありません。

4. 責任限定契約

当社は、野依良治氏、松田浩明氏、塚本恵氏及び辻篤子氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き被保険者となる予定であります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2025年８月に同内容での更新を予定しております。

6. 独立役員

当社は、野依良治氏、松田浩明氏、塚本恵氏及び辻篤子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

現任の監査役のうち川上幸宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 新 任 いそ　の　ひろ　かず 磯　野　裕　一 (1961年10月24日生)	1985年４月　当社入社 2004年４月　当社フレグランス販売部副部長 2006年６月　当社総務部長 2008年７月　Takasago International Corporation (U.S.A.)　副社長 2013年７月　当社人事総務部長兼国際人事室長 2014年７月　当社人事・総務本部副本部長 2016年６月　当社執行役員人事・総務本部長 2018年６月　当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長 2020年６月　当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長、管理本部担当（現在に至る）	13,704株
【監査役候補者とした理由】 磯野裕一氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。同氏は、当社の事業及び業務に関する豊富な経験・見識と、経営全般の監督に必要な高い倫理観を有しております。当社監査役としての職責を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。		

(注)　1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　責任限定契約

当社は、定款第31条第２項において、監査役との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。磯野裕一氏の監査役選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

3.　役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。磯野裕一氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、同氏の監査役選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2025年8月に同内容での更新を予定しております。

（ご参考）

本株主総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス

第２号議案及び第３号議案が承認された場合の取締役及び監査役のスキルと期待する分野は以下のとおりです。

氏名	性別	当社における地位	組織経営	研究開発生産	ESG	営業	国際	財務会計	法務リスク管理
桝村　聡	男性	代表取締役	●	●	●				
野依 良治	男性	社外取締役	●	●	●				
山形 達哉	男性	取締役			●	●	●		
染川 健一	男性	取締役			●	●	●		
谷中 史弘	男性	取締役		●	●		●		
松田 浩明	男性	社外取締役	●		●				●
水野 直樹	男性	取締役		●	●	●			
川端 茂樹	男性	取締役					●	●	●
塚本　恵	女性	社外取締役			●		●		●
辻　篤子	女性	社外取締役		●	●		●		
小林 一久	男性	社外監査役					●	●	●
磯野 裕一	男性	監査役			●			●	●
中江 康男	男性	社外監査役	●		●		●		

(注)　1.　各人の有するスキル等のうち主なもの最大３つに●印をつけております。
　　2.　上記「組織経営」は、組織トップの経営経験がある場合としております。

以上

事　業　報　告 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きもみられるものの、緩やかに回復しました。一方で、世界経済は緩やかな成長が続くものの、ウクライナや中東情勢をはじめとする地政学的リスクや、中国や欧米を中心とした景気後退懸念などにより依然として先行き不透明な状況が続きました。

香料業界におきましては、内外経済の動向に合わせる形で、全体として堅調に推移しました。

このような中、当社グループは「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとする『Vision 2040』のもと、中期経営計画『New Global Plan-2【NGP-2】』(2024-2026年度) を推進してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期比17.0%増の229,207百万円となりました。利益面では、製品構成・販売価格・原材料の最適化により売上総利益が改善し、営業利益は前期比562.4%増の15,341百万円、経常利益は前期比225.3%増の15,311百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比393.8%増の13,325百万円となりました。

売上高

229,207百万円
(前期比17.0%増)

単位：百万円

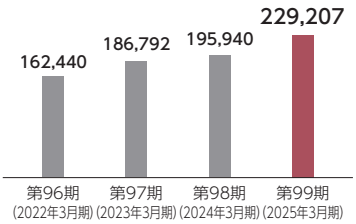

営業利益

15,341百万円
(前期比562.4%増)

単位：百万円

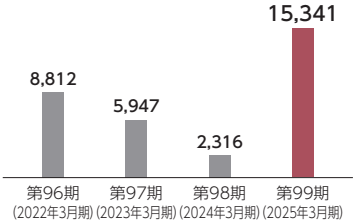

親会社株主に帰属する当期純利益

13,325百万円
(前期比393.8%増)

単位：百万円

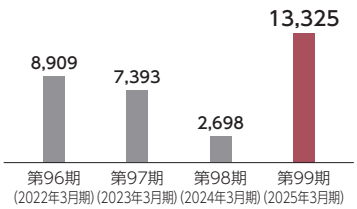

（部門別の概況）

■ フレーバー部門

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、米国子会社において飲料向け等が堅調に推移したことで、119,834百万円（前期比9.8%増）となりました。

■ フレグランス部門

当部門は衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、米国子会社において、出荷調整の状況が改善し、74,471百万円（前期比18.8%増）となりました。

■ アロマイングリディエンツ部門

当部門はメントール、ムスク等の香料素材からなっております。当連結会計年度の売上高は、スペシャリティ品が好調に推移し、15,672百万円（前期比20.7%増）となりました。

■ ファインケミカル部門

当部門は医薬品中間体、触媒、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬品中間体等が好調に推移し、17,820百万円（前期比84.0%増）となりました。

■ その他不動産部門

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,408百万円（前期比0.1%減）となりました。

フレーバー部門

119,834百万円
（前期比9.8%増）↗

単位：百万円

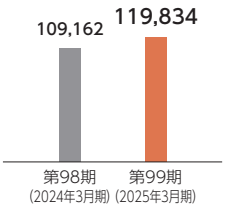

フレグランス部門

74,471百万円
（前期比18.8%増）↗

単位：百万円

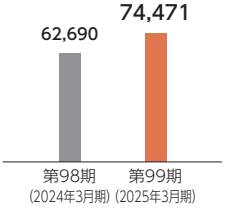

アロマイングリディエンツ部門

15,672百万円
（前期比20.7%増）↗

単位：百万円

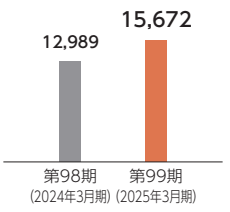

ファインケミカル部門

17,820百万円
（前期比84.0%増）↗

単位：百万円

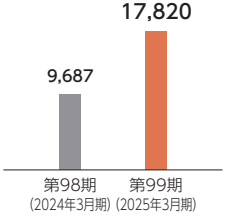

その他不動産部門

1,408百万円
（前期比0.1%減）↘

単位：百万円

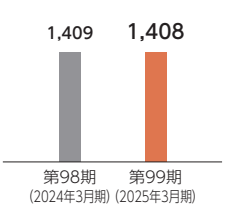

（地域別の概況）

■ 日本

当社のフレーバー部門において飲料向け等が堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は、73,552百万円（前期比1.7%増）となり、アロマイングリディエンツ部門での製品構成の最適化やファインケミカル部門でのセグメント間の内部売上高増加を主因として利益率が改善し、営業利益は4,478百万円（前期比229.5%増）となりました。

■ 米州

前期末に米国子会社で新基幹システム導入に伴い発生した出荷調整の状況が改善したほか、製品構成・販売価格・原材料の最適化を通じて売上総利益が改善したことにより、当連結会計年度の売上高は、66,535百万円（前期比32.2%増）、営業利益は2,582百万円（前期比1,514.5%増）となりました。

■ 欧州

フランス子会社及びドイツ子会社等が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、39,324百万円（前期比18.2%増）となり、製品構成・販売価格・原材料の最適化を通じて売上総利益が改善したことにより、営業利益は2,455百万円（前期は営業損失1,247百万円）となりました。

■ アジア

シンガポール子会社及びインドネシア子会社等が好調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、49,794百万円（前期比24.5%増）、営業利益は4,949百万円（前期比122.9%増）となりました。

地域別売上高

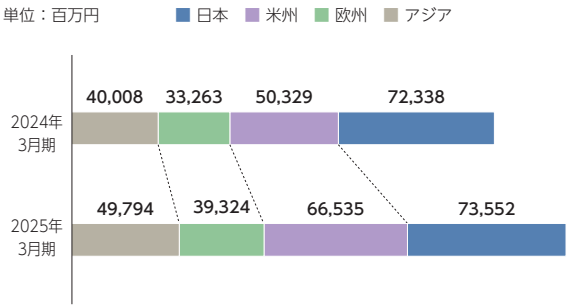

地域別売上高比率

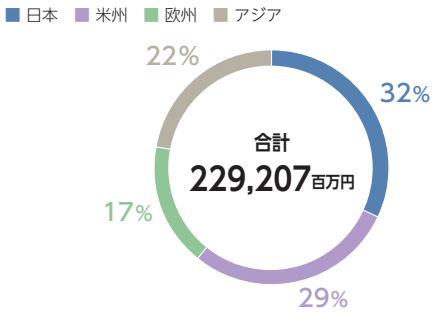

（2）設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は11,799百万円（前連結会計年度10,459百万円）であり、その主なものは、当社の磐田工場建設関連であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	2021年度 第96期	2022年度 第97期	2023年度 第98期	2024年度 第99期 (当連結会計年度)
売上高	162,440百万円	186,792百万円	195,940百万円	229,207百万円
経常利益	10,165百万円	7,958百万円	4,707百万円	15,311百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	8,909百万円	7,393百万円	2,698百万円	13,325百万円
1株当たり当期純利益	453円94銭	376円59銭	138円61銭	683円89銭
総資産	196,841百万円	212,079百万円	228,427百万円	262,174百万円
純資産	110,294百万円	121,953百万円	130,880百万円	146,394百万円
1株当たり純資産	5,531円65銭	6,178円67銭	6,627円13銭	7,398円65銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　　分	2021年度 第96期	2022年度 第97期	2023年度 第98期	2024年度 第99期 (当事業年度)
売上高	66,809百万円	71,583百万円	73,884百万円	81,593百万円
経常利益	5,907百万円	5,476百万円	4,951百万円	6,081百万円
当期純利益	5,337百万円	5,068百万円	4,660百万円	6,647百万円
1株当たり当期純利益	271円94銭	258円16銭	239円43銭	341円16銭
総資産	136,267百万円	139,375百万円	150,482百万円	169,430百万円
純資産	70,454百万円	73,884百万円	77,772百万円	81,308百万円
1株当たり純資産	3,588円33銭	3,797円54銭	3,993円74銭	4,171円73銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社高砂アロマス	60,000千円	100.0%	調合香料の販売
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	100.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び化成品・香料素材の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	188,060千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	7,748千EUR	100.0%	香料の輸出入及び香料素材の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	1,230,864千INR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
PT.Takasago International Indonesia	30,200千USD	100.0%	調合・食品香料の製造販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂香料有限公司	10,566千CNY	60.0%	調合・食品香料の販売
高砂香料(広州)有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」を基に、全従業員が共感し目指すことのできる、2040年の当社グループの「ありたい姿」として「Vision 2040」を定めております。「Vision 2040」は「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとしており、企業としての姿勢、社員としての姿勢を示す４つの理想像を挙げております。

「Vision 2040」

人にやさしく、環境にやさしく
1．多様な価値観を尊重する
2．自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3．夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4．常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

この「Vision 2040」の下、社会価値と経済価値を創出し続ける企業グループとなるため、2024年度より中期経営計画「New Global Plan-2【NGP-2】」において３つの基本方針を定め、それに沿った経営を推進しております。

中期経営計画における骨子は次のとおりであります。

NGP-2　３つの基本方針
- 海外の成長
- 国内の収益性改善
- サステナブルな経営

海外での売上高は年々増加傾向にあり、利益面においてもグループ業績全体を支えております。2024年度における海外の香料市場は堅調に伸長し、米州・アジアのフレーバー、欧州のフレグランスの売上高は計画を上回り伸長しました。また、欧米向け医薬品中間体においても出荷が増加しました。事業軸による成長戦略や競争力のある技術を通じて新規顧客やビジネスの拡大へとつなげるとともに、サプライチェーンの最適化を図ることで、引き続き海外の成長を目指してまいります。

2024年度における日本国内の業績は、医薬品中間体の輸出増加や製品構成の最適化を通じて計画を上回り改善しました。フレーバー・フレグランス事業の収益性においても一定の改善がみられたものの、引き続き課題があります。この問題に対応すべく、製品ポートフォリオの適正化、新領域の開拓、費用構造改革などの施策に注力し、日本国内の収益性改善を図ります。

当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を果たすためには、社会・環境への貢献とともに経営の持続性が重要であると考えております。2021年度より推進しているSustainability2030の実行を通じて社会的課題の解決に取り組むとともに、Vision 2040 に沿った人的資本の価値最大化や業務遂行力の向上により経営基盤の更なる強化を図り、サステナブルな経営を推進してまいります。

NGP-2　3つの基本方針におけるKey Success Factors

各基本方針における重要成功要因として、Key Success Factorsを設定しています。基本方針のもとで、当社が取り組んでいる課題や方向性をステークホルダーに示すとともに、業務との関係性を当社グループの全社員で共有しております。各Key Success Factorsに関連する施策とKPIを設定し、進捗管理を着実に実施してまいります。 NGP-2の2年目にあたる2025年度は、初年度の進捗状況を踏まえ、加速度的に施策を進めてまいります。

海外の成長
- 事業軸の成長戦略
- 新規顧客の開拓
- 売上総利益の拡大
- 海外サプライチェーンの最適化
- 先端科学による競争力のある技術の創成

国内の収益性改善
- 売上総利益の最適化
- 費用の構造改革
- 新領域の開拓
- フレーバー・フレグランス製品生産効率性の追求
- 合成事業生産体制の再構築
- 国内サプライチェーンの最適化
- 先端科学による競争力のある技術の創成

サステナブルな経営
- Sustainability2030の実行
- コーポレート基盤の強化
- 人的資本の価値最大化
- 業務遂行力の向上
- SDGsへの貢献を意識した製品の開発

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社39社及び関連会社１社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
		三原工場	広島県三原市
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂アロマス	日本	本社	東京都大田区
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国　ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ　メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル　ヴィニェード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス　パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ　ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	欧州	本社・工場	スペイン　ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド　タミルナドゥ
PT.Takasago International Indonesia	アジア	本社・工場	インドネシア　バンテン
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国　上海
上海高砂香料有限公司	アジア	本社	中国　上海
高砂香料(広州)有限公司	アジア	本社・工場	中国　広州

② 従業員の状況

企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数
日本	1,599名
米州	871
欧州	729
アジア	955
合計	4,154

（注）就業人員であります。

当社の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2025年３月期	1,068名	13名増	41.8才	17.8年

（注）就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	11,935百万円
日本生命保険相互会社	6,955
農林中央金庫	6,640
株式会社紀陽銀行	5,000
株式会社常陽銀行	4,210
株式会社伊予銀行	3,610
株式会社日本政策投資銀行	3,530
株式会社横浜銀行	3,010
株式会社広島銀行	2,105
株式会社みずほ銀行	2,060
株式会社静岡銀行	1,810
三井住友信託銀行株式会社	1,160

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① **発行可能株式総数** **60,000,000株**

② **発行済株式の総数** **20,152,397株**

③ **当事業年度末の株主数** **4,965名**

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,890千株	9.7%
日本生命保険相互会社	1,468	7.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	998	5.1
BNP PARIBAS PARIS/2S/JASDEC FRENCH RESIDENTS	994	5.1
株式会社三菱UFJ銀行	947	4.9
共栄火災海上保険株式会社	780	4.0
中江産業株式会社	720	3.7
高砂香料従業員持株会	473	2.4
株式会社紀陽銀行	471	2.4
J.P. MORGAN SE - LUXEMBOURG BRANCH 381639	440	2.3

（注）1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（661,966株）を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を661千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

⑤ **事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項**

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	13,350株	7名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	桝村　聡	社長執行役員安全統括本部長
取締役	野依良治	東レ株式会社社外取締役
取締役	山形達哉	常務執行役員コーポレート本部長　兼　安全統括副本部長　兼　国際品質保証統括部長　兼　グローバルSAPマネジメント部長、情報システム部、品質保証部担当　兼　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	染川健一	常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当　兼　高砂香料（広州）有限公司董事長
取締役	谷中史弘	常務執行役員研究開発本部長　兼　開発推進部長、ファインケミカル事業本部担当
取締役	松田浩明	虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士
取締役	水野直樹	常務執行役員サプライチェーンマネジメント本部長、調達本部担当
取締役	磯野裕一	常務執行役員人事・総務本部長　兼　人事総務部長　兼　国際人事室長、管理本部担当
取締役	川端茂樹	常務執行役員経営戦略本部長　兼　経営企画部長　兼　法務部長、監査部担当
取締役	塚本恵	株式会社オークネット社外取締役
取締役	辻篤子	
監査役	川上幸宏	常勤監査役
監査役	小林一久	常勤監査役
監査役	中江康男	中江産業株式会社代表取締役社長

(注) 1. 野依良治氏、松田浩明氏、塚本恵氏及び辻篤子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 小林一久氏及び中江康男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 小林一久氏は長年の行政機関等での職歴を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。
5. 当社は、野依良治、松田浩明、塚本恵、辻篤子、小林一久及び中江康男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度中の異動
2024年６月26日開催の第98回定時株主総会において、辻篤子氏が取締役に、小林一久氏が監査役に、新たに選任され就任いたしました。
2024年６月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、監査役小野哲氏は任期満了となり退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約によって役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害については補償の対象外とする等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員及び当社子会社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬等
取締役	11 名	204 百万円	103 百万円	49 百万円	51 百万円
(うち社外取締役)	4 名	16 百万円	16 百万円	- 百万円	- 百万円
監査役	4 名	44 百万円	35 百万円	8 百万円	- 百万円
(うち社外監査役)	3 名	26 百万円	21 百万円	5 百万円	- 百万円

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の株式報酬等の金額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬等の費用計上額であります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額141百万円を支払っております。

② 上記報酬等に関する事項

ア. 業績連動報酬（賞与）に関する事項

業績連動報酬として、取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定しております。連結売上高等の定量的な評価基準は、当社のグローバルな事業運営の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬（賞与）に係る指標に適しているものと判断しております。

なお、当事業年度の業績指標に関する実績は、連結売上高229,207百万円、連結営業利益15,341百万円、連結営業利益率6.7%及び親会社株主に帰属する当期純利益13,325百万円となりました。

イ．株式報酬等に関する事項

取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、社外取締役を除く取締役に対して支給しております（ただし、国内非居住の取締役に対しては、譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を支給しております）。取締役会の決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給することとしております。譲渡制限付株式報酬として割り当てた株式は、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとしております。なお、譲渡制限期間は、取締役が株式の割当てを受けた日から、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日（取締役会決議でそれより遅い日を定めた場合はその日）までの期間としております。

ウ．上記報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権につき、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、株式数の上限を年４万株以内と決議いただいております（社外取締役は付与対象外）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は２名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）であります。

エ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の決定方針」を決議し、2022年３月10日及び2022年６月９日開催の取締役会において一部改定を決議しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の「取締役の報酬等の決定方針」は以下のとおりであります。

（基本方針）

① 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとする。

② 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させるものとし、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会で決定するものとする。

③ 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとする。

(固定報酬)

固定報酬は、各取締役の職責や役位に応じて毎月支給する報酬であり、個々の支給水準については、業績、過去実績、従業員給与の支給水準及び他社の支給水準等を勘案して支給額を決定する。

(業績連動報酬（賞与))

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定する。

(株式報酬等)

株式報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び株価連動型金銭報酬等によるものとする。

譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給する。

支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額１億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、交付を受ける株式の総数は年４万株以内とし、個人別の株式割当て数を含め、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会が決定する。

なお、譲渡制限期間は、取締役が株式の割当てを受けた日から、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職等する日（取締役会決議でそれより遅い日を定めた場合はその日）までの期間とし、譲渡制限期間中、取締役は割当てを受けた株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

国内非居住の取締役に対しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、取締役の金銭報酬について株主総会で決議された総額の範囲内で、株価連動型金銭報酬（ファントム・ストック）を付与するものとし、株式割当日に当社普通株式を支給したものと仮想して、想定される譲渡制限期間解除時に、その時点における当該株価相当額の金銭を支給する。個人別に付与する株価連動型金銭報酬（ファントム・ストック）は、指名報酬委員会からの答申内容を尊重し、取締役会が決定する。

(業務執行取締役の報酬等の構成及び割合)

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、主として短期業績を反映する業績連動報酬としての賞与及び株主との価値共有の一層の促進を通じて中長期的な企業価値向上に資する報酬体系としての株式報酬等で構成される。

各報酬の構成比（賞与が満額支給された場合の構成比）は、原則として、概ね、固定報酬（60％程度)、業績連動報酬（賞与）（20％程度)、株式報酬等（20％程度）となるように設定する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役会は、取締役の個人別の報酬の支給額の決定のうち、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬（賞与）の額の決定につき、代表取締役に一任する旨の取締役会決議を行い、代表取締役にその具体的内容について委任する。

なお、報酬額の決定に際して、代表取締役は、指名報酬委員会からの答申内容を尊重する。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

(1) 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（社長執行役員安全統括本部長）の桝村聡が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(2) 委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬（賞与）の額の決定に関するものであります。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役が担当する職務領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したため、これらの権限を代表取締役社長に委任しております。ただし、報酬の妥当性や評価の透明性を確保するために、指名報酬委員会からの答申内容を尊重することとしております。

カ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、代表取締役が、指名報酬委員会からの答申内容を尊重することを求めており、当社の「取締役の報酬等の決定方針」にもその旨を定めております。当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当社の「取締役の報酬等の決定方針」に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役　野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100%）し、適宜発言を行っております。
また、当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績をあげた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、開催された委員会５回全てに出席し適宜意見を述べております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

② 取締役　松田浩明

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、当事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100%）し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言を期待しております。 同氏からは、事業の方向性に関する法的見地からの助言に加え、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に関する提言をいただいております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、開催された委員会５回全てに出席し適宜意見を述べております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

③ 取締役　塚本　恵

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社オークネット社外取締役を兼職しております。株式会社オークネットと当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100%）し、他社での実務経験や経営経験を通じて培われた見識から、適宜発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、客観的見地から経営の合理性やダイバーシティ＆インクルージョンに関する提言・助言を期待しております。同氏からは、外資系企業勤務の視点からの経営管理指標に関する助言のほか、ダイバーシティの推進やグローバルガバナンスの充実・強化に関する提言をいただいております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、開催された委員会５回全てに出席し適宜意見を述べております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

④ 取締役　辻　篤子

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
就任後に開催された取締役会には10回中10回出席（出席率100%）し、豊富な経験・見識を基にした客観的見地から、適宜発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、公平性を保った第三者目線での当社経営の監督や当社の技術力及び研究成果等に関する発信力の強化に資する提言・助言を期待しております。同氏からは、客観的な立場から当社の経営全般に対し幅広く意見をいただいております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、就任後に開催された委員会３回全てに出席し適宜意見を述べております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

⑤ 監査役　小林一久

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
就任後に開催された取締役会には10回中10回出席（出席率100％）し、行政機関における豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
就任後に開催された監査役会には11回中11回出席（出席率100％）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

⑥ 監査役　中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.7％を保有する株主であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には14回中14回出席（出席率100％）し、他社における経営全般にわたる豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役会には16回中16回出席（出席率100％）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	70百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

（注）1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任又は不再任とする方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等９社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 上記に関して当社の取締役会が決議した「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、総合的なリスク管理体制の確立を図るため重要事項を審議し、推進しております。

その他必要に応じ取締役会及び経営会議にて対応しております。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、３事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

（ⅱ）当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

（ⅲ）当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗状況を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

（ⅳ）当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合には、その費用は会社が負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会では「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の評価を行い、適切な体制整備に努めております。

① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社４社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社９社を対象とした内部統制評価を実施しました。

② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を２回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。また、コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

③ リスク管理体制について

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当事業年度において、取締役・監査役・執行役員で構成されるリスク管理委員会を２回開催し、総合的なリスク管理体制の確立を図りました。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査基準に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。

④ グループ子会社の経営管理について

当事業年度において、当社グループ子会社は、関係会社における決裁権限及び報告規程に基づき、重要度に応じて当社に対し事前協議または報告を行いました。国内子会社及び海外子会社に関して、経営状況について報告を受けるグローバル経営会議を四半期ごとに開催しました。

⑤ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また、取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営報告会を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

⑥ 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え経営会議、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**155,016**
現金及び預金	35,590
受取手形	103
売掛金	50,281
電子記録債権	2,442
商品及び製品	31,700
仕掛品	164
原材料及び貯蔵品	29,328
その他	5,607
貸倒引当金	△201
固定資産	**107,157**
有形固定資産	**71,081**
建物及び構築物	33,246
機械装置及び運搬具	12,078
工具、器具及び備品	3,425
土地	8,507
使用権資産	2,773
建設仮勘定	11,050
無形固定資産	**4,922**
投資その他の資産	**31,152**
投資有価証券	23,204
出資金	159
長期貸付金	583
退職給付に係る資産	2,372
繰延税金資産	3,279
その他	2,034
貸倒引当金	△479
資産合計	**262,174**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**80,375**
支払手形及び買掛金	21,884
短期借入金	31,978
1年内返済予定の長期借入金	6,535
未払法人税等	2,875
賞与引当金	2,269
役員賞与引当金	61
その他	14,770
固定負債	**35,404**
長期借入金	19,554
リース債務	2,640
繰延税金負債	1,841
役員退職慰労引当金	18
訴訟損失引当金	470
退職給付に係る負債	9,911
その他	967
負債合計	**115,779**
純資産の部	
株主資本	**117,061**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,412**
利益剰余金	**101,014**
自己株式	**△1,614**
その他の包括利益累計額	**27,141**
その他有価証券評価差額金	**10,125**
繰延ヘッジ損益	**△4**
為替換算調整勘定	**16,261**
退職給付に係る調整累計額	**758**
非支配株主持分	**2,191**
純資産合計	**146,394**
負債・純資産合計	**262,174**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**229,207**
売上原価		**151,810**
売上総利益		**77,397**
販売費及び一般管理費		**62,055**
営業利益		**15,341**
営業外収益		
受取利息	103	
受取配当金	559	
持分法による投資利益	668	
その他	560	1,891
営業外費用		
支払利息	714	
貸倒損失	419	
為替差損	566	
その他	221	1,922
経常利益		**15,311**
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	2,709	
補助金収入	26	
その他	20	2,770
特別損失		
固定資産処分損	58	
固定資産圧縮損	26	
訴訟損失引当金繰入額	304	
その他	1	391
税金等調整前当期純利益		**17,690**
法人税、住民税及び事業税	3,799	
法人税等調整額	239	4,038
当期純利益		**13,651**
非支配株主に帰属する当期純利益		**326**
親会社株主に帰属する当期純利益		**13,325**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月12日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　村　俊　之
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宇津木　辰　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**89,573**
現金及び預金	23,930
受取手形	103
売掛金	21,906
電子記録債権	2,328
商品及び製品	16,681
仕掛品	43
原材料及び貯蔵品	9,016
前渡金	85
関係会社短期貸付金	11,206
その他	4,272
貸倒引当金	△0
固定資産	**79,857**
有形固定資産	**28,222**
建物	10,586
構築物	956
機械及び装置	3,072
車両運搬具	40
工具、器具及び備品	1,554
土地	3,172
建設仮勘定	8,839
無形固定資産	**1,441**
施設利用権	8
電話加入権	19
ソフトウエア	1,410
その他	3
投資その他の資産	**50,193**
投資有価証券	19,639
関係会社株式	12,205
出資金	3
関係会社出資金	12,218
関係会社長期貸付金	3,323
差入保証金	542
長期前払費用	198
前払年金費用	1,618
その他	482
貸倒引当金	△38
資産合計	**169,430**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**58,521**
支払手形	1,152
買掛金	10,984
短期借入金	33,185
1年内返済予定の長期借入金	5,705
未払金	1,006
未払法人税等	1,403
未払費用	2,393
賞与引当金	1,738
役員賞与引当金	57
その他	894
固定負債	**29,601**
長期借入金	19,490
繰延税金負債	1,532
退職給付引当金	8,257
長期預り保証金	269
その他	51
負債合計	**88,122**
純資産の部	
株主資本	**71,200**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,411**
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	55
利益剰余金	**55,199**
利益準備金	1,905
その他利益剰余金	53,293
固定資産圧縮積立金	485
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	50,304
自己株式	**△1,658**
評価・換算差額等	**10,108**
その他有価証券評価差額金	**10,112**
繰延ヘッジ損益	**△4**
純資産合計	**81,308**
負債・純資産合計	**169,430**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		**81,593**
売上原価		**57,514**
売上総利益		**24,079**
販売費及び一般管理費		**20,196**
営業利益		**3,882**
営業外収益		
受取利息	485	
受取配当金	2,045	
関係会社受入手数料	504	
その他	312	3,349
営業外費用		
支払利息	454	
関係会社支払手数料	412	
為替差損	173	
その他	110	1,150
経常利益		**6,081**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,586	
その他	20	2,607
特別損失		
固定資産処分損	22	
子会社株式評価損	209	
その他	1	233
税引前当期純利益		**8,455**
法人税、住民税及び事業税	1,877	
法人税等調整額	△68	1,808
当期純利益		**6,647**

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月12日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　村　俊　之
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宇津木　辰　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月12日

高砂香料工業株式会社　監査役会
常勤監査役　川上　幸宏　㊞
常勤監査役（社外監査役）　小林　一久　㊞
監査役（社外監査役）　中江　康男　㊞

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時　2025年６月25日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2025年６月24日（火曜日）午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2025年６月24日（火曜日）午後５時30分まで

パソコン又は携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ及び仮パスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。ただし毎日午前２時30分～午前４時30分はお取扱いを休止いたします。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（当社株主名簿管理人）
電話0120－173－027（受付時間 午前９時～午後９時）

注意事項
- パソコン又は携帯端末による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- その他、ご不明な点は上記お問い合わせ先にご照会ください。

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

東京都大田区蒲田五丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
(17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。)

交通のご案内

- ●JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ●東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- ●京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

高砂香料工業株式会社

〒144-8721　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
TEL：03-5744-0511（代表）
ホームページアドレス：https://www.takasago.com/

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

(証券コード4914)
電子提供措置の開始日2025年６月２日

株　主　各　位

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　桝　村　　聡

第99回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

記

● 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 2頁
● 連結計算書類
　連結株主資本等変動計算書 …… 5頁
　連結注記表 …… 6頁
● 計算書類
　株主資本等変動計算書 …… 21頁
　個別注記表 …… 22頁

以上

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、創業精神「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」、企業理念「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供するとともに、リニューアブルなアロマイングリディエンツの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬品中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質かつ高付加価値のアロマイングリディエンツの製造及び医薬品中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成、触媒反応、フロー連続等の技術。また、これらの技術を基盤として、有機的一体として結合している４つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年にわたり蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないもの、株主による合理的判断の前提となる透明性の原則の観点から問題のあるものも、少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の適正な評価は容易なものではなく、株式の大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものか、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについては、十分な情報・検討時間を前提とした慎重な判断を要します。

また、上述した当社グループの強みに照らせば、当社の４事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。株式の大量買付等の当否を検討するにあたっては、これらの点も踏まえて慎重に判断する必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の類型の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点及び株主による合理的判断の前提となる透明性の原則の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、②強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、③買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付、④株主による合理的判断のために客観的に必要となる情報・検討時間を提供しない買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

(2) 当社基本方針の実現に資する取組み

当社グループはVision 2040で掲げた「人にやさしく、環境にやさしく」の下、社会的価値と経済的価値を創出し続ける企業グループとなるため、2024年度より中期経営計画「New Global Plan-2【NGP-2】」において3つの基本方針を定め、着実かつ確実な達成を目指してまいります。

中期経営計画における骨子は次のとおりであります。

NGP-2 3つの基本方針

- 海外の成長
- 国内の収益性改善
- サステナブルな経営

海外での売上高は年々増加傾向にあり、利益面においてもグループ業績全体を支えております。世界の人口や年齢構成など人口動態の変化を鑑みると、先進国では健康・ウェルネス志向の高まりが期待され、発展途上国では引き続き安定的な伸長が見込まれております。事業軸による成長戦略や競争力のある技術を通じて新規顧客やビジネスの拡大へとつなげ、事業成長の基盤として引き続き海外の成長を目指してまいります。

日本国内の売上高は地域別で最も大きな割合を占めておりますが、フレーバー・フレグランス事業の収益性において苦戦が続いております。この問題に対応すべく、製品ポートフォリオの適正化による売上総利益の最適化、新領域の開拓、費用構造改革などを通じ、日本国内の収益性改善を図ります。

当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を果たすためには、社会・環境への貢献とともに経営の持続性が重要であると考えております。前中期経営計画より推進しているSustainability2030の実行を通じて社会的課題の解決に貢献するとともに、Vision 2040 に沿った人的資本の価値最大化や業務遂行力の向上により経営基盤の更なる強化を図り、サステナブルな経営を推進してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値向上、株主共同の利益の確保に向けた取組みを進めるとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、買付者に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見表明など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記（2）及び（3）の取組みは、経営資源の有効活用及び持続的成長に向けた取組み、あるいは、株主の皆様に対する情報提供・検討時間確保に向けた取組みですので、当社基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位 百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,248	8,389	89,919	△1,652	105,906
当期変動額					
剰余金の配当			△2,240		△2,240
親会社株主に帰属する当期純利益			13,325		13,325
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		22		45	68
その他			10		10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	22	11,094	37	11,154
当期末残高	9,248	8,412	101,014	△1,614	117,061

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,139	4	10,920	1,083	23,148	1,825	130,880
当期変動額							
剰余金の配当							△2,240
親会社株主に帰属する当期純利益							13,325
自己株式の取得							△7
自己株式の処分							68
その他							10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,013	△9	5,341	△325	3,993	366	4,359
当期変動額合計	△1,013	△9	5,341	△325	3,993	366	15,514
当期末残高	10,125	△4	16,261	758	27,141	2,191	146,394

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）

1.　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　21社

(連結子会社の名称)

株式会社高砂ケミカル、高砂スパイス株式会社、高栄産業株式会社、
高砂珈琲株式会社、高砂フードプロダクツ株式会社、株式会社高砂アロマス、
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション、南海果工株式会社、
高砂香料西日本工場株式会社、
Takasago International Corporation (U.S.A.)、Takasago de Mexico S.A. de C.V.、
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.、
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.、Takasago Europe G.m.b.H.、
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.、
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.、
Takasago International (India) Pvt. Ltd.、
PT.Takasago International Indonesia
上海高砂･鑑臣香料有限公司、上海高砂香料有限公司、高砂香料（広州）有限公司

（2）非連結子会社の数　　18社

（主要な非連結子会社の名称）

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International（Philippines), Inc.
PT.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation（Korea）

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益　（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社の数　　18社

（主要な会社名）

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International（Philippines), Inc.
PT.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation（Korea）

（2）持分法適用の関連会社の数　　1社

（会社名）

厦門華日食品有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、国内子会社９社の決算日は３月31日、在外子会社12社の決算日は12月31日であります。在外子会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
② デリバティブ
時価法
③ 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　８～50年
機械装置及び運搬具　　２～15年
② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金

訴訟の損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法で測定しております。

当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

（会計方針の変更）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めていた「使用権資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の有形固定資産の「その他」に含まれる「使用権資産」は、2,448百万円であります。

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」は、2,252百万円であります。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	71,081百万円
無形固定資産	4,922百万円
減損損失	－百万円

（注）有形固定資産の金額は、賃貸等不動産の連結計算書類計上額885百万円を含めて記載しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主に香料事業に係る有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候の有無及び兆候が存在する場合における減損損失の要否の判定を実施しております。また、一部の連結子会社の有形固定資産及び無形固定資産について減損テストを実施しております。減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。減損損失の認識の要否の判定及び減損テストにおける回収可能価額の算定は、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定して見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,279百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

（1）当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている棚卸資産のうち、当社に係るものは以下のとおりであります。

商品及び製品	16,681百万円
仕掛品	43百万円
原材料及び貯蔵品	9,016百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、多品種かつ多量の商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の棚卸資産を保有しております。当社グループの棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、そのうち当社では、保有する長期滞留在庫のうち、営業循環過程から外れたと判断された棚卸資産の評価については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。当社は、長期滞留在庫に対して、過去の販売実績、払出実績、保有期間及び将来の状況を検討した上で、販売や払出が見込めないと判断した金額について簿価を切り下げて評価を行っております。当社が取り扱う棚卸資産の販売予定は市場の需要変化などの予測不能な要因によって変動する可能性があり、将来の予測は不確実性を伴います。将来の販売、払出の状況が見積りの前提と異なる結果となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における棚卸資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 138,736百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

有形固定資産（建物・機械装置他）	5,083百万円

（2）担保に係る債務

短期借入金	1百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,490百万円
4. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Takasago Madagascar S.A.	573百万円
Dan Kaffe (Malaysia) SDN. BHD.	69百万円
計	642百万円

5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 103百万円

（連結損益計算書に関する注記）

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　20,152,397株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	681百万円	35円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,559百万円	80円	2024年9月30日	2024年12月5日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,118百万円	利益剰余金	160円	2025年3月31日	2025年6月26日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するため実需に伴う取引に限定して実施することとし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取引先債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価は定期的に把握されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段・・・為替予約
　　ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

ヘッジ取引に係る取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従って、取引の実行・管理を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として年２回、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を基礎として行っております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、当該価額の算定において変動要因が織り込まれているため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度（2025年３月31日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額4,468百万円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	18,735	18,735	－
資産計	18,735	18,735	－
(2) 長期借入金	26,089	25,967	△122
負債計	26,089	25,967	△122

（注）. 長期借入金の返済予定額

（単位 百万円）

区 分	１年内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	6,535	6,814	3,890	2,970	3,480	2,400

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位 百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,735	−	−	18,735
資産計	18,735	−	−	18,735

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	−	25,967	−	25,967
負債計	−	25,967	−	25,967

(3) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来の予定返済額及び予定利払額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地及び建物（オフィスビル）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は1,414百万円、賃貸費用は234百万円（賃貸収益、賃貸費用の主要なものは売上高、売上原価に、それ以外は営業外収益等に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位 百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
864	20	885	29,282

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については不動産鑑定評価書に基づく金額であります。それ以外については、一定の評価額又は市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　7,398円65銭
2. １株当たり当期純利益　683円89銭

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位 百万円）

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額	連結損益計算書計上額
売上高							
香料事業 (注) 1	72,144	66,535	39,324	49,794	227,799	－	227,799
顧客との契約から生じる収益	72,144	66,535	39,324	49,794	227,799	－	227,799
その他の収益 (注) 2	1,408	－	－	－	1,408	－	1,408
外部顧客への売上高	73,552	66,535	39,324	49,794	229,207	－	229,207
セグメント間の内部売上高又は振替高	22,333	576	3,798	439	27,147	△27,147	－
計	95,885	67,112	43,122	50,234	256,355	△27,147	229,207

(注) 1．香料事業はフレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、当該事業の売上高は主に一時点で顧客に移転される財から生じる収益で構成されております。
2．その他の収益は、その他不動産事業に係る賃貸収入等で構成されております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高及び当連結会計年度に認識した収益のうち期首時点の契約負債に含まれていた額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約の一部である残存履行義務に関する情報は記載しておりません。

（単位 百万円）

	当連結会計年度 (2025年３月31日)
１年以内	9,494
１年超	4,132
合計	13,627

（重要な後発事象に関する注記）

（子会社の設立）

当社は、2025年３月３日開催の取締役会において、以下のとおり、中国江蘇省張家港市に新会社を設立することについて決議し、2025年４月７日に新会社を設立いたしました。

１． 新会社設立の目的

高砂香料グループは、Vision 2040のもと、「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンに、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、グローバルビジネスの拡大に取り組んでおります。2025年３月期より開始した中期3カ年経営計画では、基本方針の一つに「海外の成長」を掲げており、その一環として、中国における生産体制の強化を図るため、江蘇省張家港市に新会社を設立することといたしました。

当社は、中国の上海市、広州市に各種香料工場を有しており、これまで中国における事業を拡大してきました。中国は、フレーバー及びフレグランス業界において非常に有望な市場の一つであり、且つ中長期的にも成長が期待されております。新会社の設立により、中国におけるサプライチェーンの最適化を図ることで、持続的な製品供給を行う生産体制を構築し、顧客に対して一層のきめ細かいサービスを実現してまいります。

2．新会社の概要

（1）	名称	高砂香料（張家港）有限公司	
（2）	所在地	中華人民共和国　江蘇省蘇州市張家港市江蘇揚子江国際化学工業園	
（3）	代表者の役職・氏名	総経理　酒井　純雄	
（4）	事業内容	香料の製造、販売	
（5）	資本金	USD 50百万（約75億円）１米ドル＝150.00円で換算	
（6）	設立日	2025年４月７日	
（7）	大株主及び持株比率	高砂香料工業株式会社　100.0%	
（8）	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立いたします。
		人的関係	当社役員・従業員が当該子会社の取締役を兼任する予定であります。
		取引関係	該当事項はありません。

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2025年４月28日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1．株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整備し、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2．株式分割の概要

（1）分割の方法

2025年９月30日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、５株の割合をもって分割する。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	20,152,397株
今回の分割により増加する株式数	80,609,588株
株式分割後の発行済株式総数	100,761,985株
株式分割後の発行可能株式総数	300,000,000株

（3）分割の日程

基準日公告日	2025年９月10日（予定）
基準日	2025年９月30日（予定）
効力発生日	2025年10月１日（予定）

（4）１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割等が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

１株当たり純資産額	1,479円73銭
１株当たり当期純利益	136円78銭

3．定款の一部変更

（1）変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2025年10月１日をもって、当社の定款第６条の発行可能株式総数を変更いたします。

（2）定款変更の内容

（下線は変更部分を示します）

変更前	変更後
第２章　株式 第６条 当会社の発行可能株式総数は、<u>六千万</u>株とする。	第２章　株式 第６条 当会社の発行可能株式総数は、<u>三億</u>株とする。

（3）定款変更の日程

効力発生日　2025年10月１日（予定）

4．その他

（1）資本金の額について

今回の株式分割に際しまして、資本金の額に変更はありません。

（2）配当について

今回の株式分割は、2025年10月１日を効力発生日としておりますので、配当基準日を2025年３月31日とする2025年３月期の期末配当金、及び配当基準日を2025年９月30日とする2026年３月期の中間配当金については、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	配当準備金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,248	8,355	32	8,388	1,905	495	470	320	1,714	45,887	50,793	△1,696	66,733
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩						△10				10	−		−
剰余金の配当										△2,240	△2,240		△2,240
当期純利益										6,647	6,647		6,647
自己株式の取得												△7	△7
自己株式の処分			22	22								45	68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	−	−	22	22	−	△10	−	−	−	4,416	4,406	37	4,466
当期末残高	9,248	8,355	55	8,411	1,905	485	470	320	1,714	50,304	55,199	△1,658	71,200

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,034	4	11,038	77,772
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				−
剰余金の配当				△2,240
当期純利益				6,647
自己株式の取得				△7
自己株式の処分				68
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△921	△9	△930	△930
当期変動額合計	△921	△9	△930	3,536
当期末残高	10,112	△4	10,108	81,308

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。
   なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
   建物　　8～50年
   機械及び装置　5～8年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

6.（1）貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
   （2）賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
   （3）役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
   （4）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   ① 退職給付見込額の期間帰属方法
   退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金は、関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準は、当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を適用しております。財又はサービスの販売に係る収益は主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。
取引価格の算定においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法で測定しております。
当該履行義務は、財又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、財又はサービスの国内の販売において、出荷時から当該財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額が僅少となったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は、１百万円であります。

（会計上の見積りに関する注記）

1. 固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	28,222百万円
無形固定資産	1,441百万円
減損損失	－百万円

（注）有形固定資産の金額は、賃貸等不動産の計算書類計上額762百万円を含めて記載しております。

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、有形固定資産及び無形固定資産について、香料事業とその他の事業の資産とにグルーピングし、減損の兆候の有無及び兆候が存在する場合における減損損失の認識の要否の判定を実施しております。減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローの算定は、一定の仮定を設定して見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	16,681百万円
仕掛品	43百万円
原材料及び貯蔵品	9,016百万円

（2）その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

（貸借対照表に関する注記）

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	8,851百万円
短期金銭債務	9,284百万円
長期金銭債務	0百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　67,047百万円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,888百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

有形固定資産（建物・機械装置他）	5,083百万円

（2）担保に係る債務

短期借入金	1百万円

5. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	3,160百万円
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	800百万円
Takasago Madagascar S.A.	573百万円
Takasago International Corporation (U.S.A.)	366百万円
南海果工株式会社	205百万円
Takasago de Mexico S.A. de C.V.	149百万円
上海高砂・鑑臣香料有限公司	144百万円
その他	128百万円
計	5,527百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高

売上高	23,372百万円
仕入高	15,700百万円
その他の営業取引高	3,143百万円
営業取引以外の取引高	2,739百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　79,836百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の数　普通株式　661,966株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	ロイヤリティの支払他 役員の兼任	資金の貸付（純額）（注１）	1,089	関係会社短期貸付金	1,889
子会社	Takasago International Corporation (U.S.A.)	USD 千 145,800	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	製品の販売他（注３）	15,312	売掛金	4,041
					資金の貸付（純額）（注１）	1,896	関係会社短期貸付金	7,927
子会社	Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	EUR 千 7,748	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	資金の貸付（純額）（注１）	385	関係会社長期貸付金	3,160
子会社	Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	SGD 千 14,000	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	資金の借入（純額）（注１）	1,915	短期借入金	4,186
					利息の支払（注１）	154	—	—
子会社	Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L	EUR 千 22,098	100.0%	当社製品の販売他 役員の兼任	債務保証（注２）	3,160	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針
（注１）市場金利を勘案し、利率を決定しております。
（注２）子会社の財政状態等を勘案し、保証料を決定しております。
（注３）一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　4,171円73銭
2. １株当たり当期純利益　341円16銭

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（重要な後発事象に関する注記）

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりであります。

なお、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額	834円35銭
１株当たり当期純利益	68円23銭